

(仮称) 仙台市手話言語条例 (中間案) の概要

○ 前文

(1)手話の性質

- ・手話は、音声言語とは異なる語彙や文法体系を有する独自の言語である
- ・ろう者にとっては、手話は意思疎通の手段にとどまらず、思考し、情報を取得し利用するための手段であり、豊かな人間性やアイデンティティを育み、文化を創造する基盤ともなっている
- ・中途失聴者、難聴者においては、日本語の文法や語順に対応した手話も用いられている

(2)歴史的背景

- ・過去には手話の使用や教育が認められなかった時期があり、ろう者は多くの不便や偏見を受けてきたが、こうした状況の中においても手話はろう者にとって「いのち」ともいうべき大切なものとして受け継がれ、障害者権利条約や障害者基本法、手話に関する施策の推進に関する法律などで言語として位置付けられるに至っている

(3)条例制定の趣旨

- ・本市では、障害の有無に関わらず、誰もが自分らしく、自立と社会参加を実現できる共生のまちの実現に向け、平成28年（2016年）に障害者差別解消条例を制定している
- ・手話への理解及び手話の普及への取組みを更に進めるため、手話は言語であるとの認識に基づき、その文化を継承し、全ての人が心を通わせ、相互の人格と個性を尊重し合う社会の実現を目指し、本条例を制定する

○ 条例の目的（第1条）

- ・手話に対する理解の促進、手話の普及に関する基本理念と基本的な事項を定める
- ・手話に関する施策の総合的推進と手話を使用しやすい環境の構築を図る
→全ての市民が共に生きる地域社会の実現に寄与

○ 基本理念（第2条）

- ・手話は言語であること
- ・手話による情報取得と意思疎通を図る権利の尊重
- ・ろう者等と手話を使用しない者との相互理解、支え合い

「ろう者、中途失聴者、難聴者
その他手話を必要とする者」を
「ろう者等」として定義

○ 市の責務（第3条）

- ・基本理念にのっとり、次に掲げる施策を総合的に推進する
 - 手話に対する理解促進、普及
 - 手話による情報の取得及び発信
 - 手話を学ぶ機会の確保
 - 手話通訳者の確保、活動環境等の充実
 - その他本条例の目的を達するために必要な施策

○ 市民の役割（第4条）

- ・手話言語に対する理解
 - ・市の施策推進への協力
- に努める

○ 学校教育における理解と関心の増進（第6条）

○ 災害時における対応（第7条）

○ 事業者の役割（第5条）

- ・市が推進する施策への協力
 - ・ろう者等が使用しやすいサービスの提供
 - ・ 〃 働きやすい環境の整備
- に努める

○ 医療機関等における取組（第8条）

○ 財政上の措置（第9条）

- ・条例の目的を達するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める

(仮称) 仙台市手話言語条例

条例施行後の具体的な施策のイメージ

課題意識

手話が言語であるという理解を多くの人に広めたい。また、手話の習得に意欲のある方を応援したい。

急病で医療機関を受診するなどの場面で、手話通訳等が無く、筆談も困難な状況だと、コミュニケーションを取ることが難しい。

地域で行われるスポーツ大会等のイベントでは、手話通訳等のコミュニケーション支援が用意されていることが少なく、ろう者等が参加をためらう場合がある。

こどもや若者世代に、聴覚障害に関する正しい理解を広めるとともに、多様なコミュニケーション手段があることを知ってもらいたい。

防災訓練や防災に関するイベントにおいて、コミュニケーションの面での不安から、ろう者等が参加をためらう場合がある。

検討会議として想定する具体的な施策のイメージ

手話を体験するイベントの拡充や手話通訳者・奉仕員養成講座の開催の周知強化、手話サークルの活動紹介、手話の普及啓発に向けた情報発信を拡充する。
(第3条第1号：手話に対する理解の促進及び手話の普及／同条第4号：手話を学ぶ機会の確保)

- 市は、意思疎通支援者派遣事業における遠隔手話通訳の活用の検討やコミュニケーション支援ボードの改善を行うとともに、障害理解に関する研修等の利用促進に向けた周知を強化する。(第3条第1号：手話に対する理解の促進及び手話の普及／同条第3号：手話による意思疎通の支援)
- 医療機関等は、コミュニケーション支援ボードの活用や手話に対する理解促進など、ろう者等が手話を使用しやすい環境の整備に努める。(第8条：医療機関等における取組)

- 市は、スポーツ大会等のイベントを主催する地域活動団体等が、手話通訳者の派遣を依頼しやすくなるよう、合理的配慮の提供に関する支援(費用補助等)の利用を促進する。(第3条第3号：手話による意思疎通の支援)
- イベントを主催する地域活動団体等は、市の支援策の活用などにより、ろう者等がイベントに参加しやすくなるよう努める。(第4条：市民の役割)

- 市は、手話を体験するイベントの拡充や、手話を含む障害理解に関する講座等の学校における利用促進に向けた周知を強化する。(第3条第1号：手話に対する理解の促進及び手話の普及／第6条：学校教育における理解と関心の増進)
- 聴覚障害当事者のこどもが通う学校などでは、児童生徒があいさつなどの基本的な手話を学ぶ機会を設けるなど、相互理解の促進に努める。
(第6条：学校教育における理解と関心の増進)

- 市や町内会等が主催する防災訓練に手話通訳者を派遣するなど、ろう者等が参加しやすい環境づくりを進める。
- 避難所におけるコミュニケーション支援ボードについて改善を行うとともに、職員への研修などを通じて、合理的配慮の必要性等について、さらなる理解促進を図る。
(第7条：災害時における対応)

（仮称）仙台市手話言語条例（中間案）

手話は、音声言語とは異なる語彙及び文法体系を有し、手指や体の動き、口型並びに眉、目、顎等の表情を用いて視覚的に表現される独自の言語である。ろう者にとっては、意思疎通の手段にとどまらず、思考し、並びに情報を取得し、及び利用するための手段であり、豊かな人間性やアイデンティティを育み、文化を創造する基盤ともなるものである。また、中途失聴者、難聴者においては、日本語の文法や語順に対応した手話も用いられている。

しかしながら、手話は歴史的にその使用が認められなかった時期があり、ろう者は日常生活において多くの不便や偏見を受けてきた。また、ろう教育においても、口の動きを見て言葉を読み取り、音声で発語する方法である口話法が強制され、手話を自由に使用することが認められない時期が長く続いた。こうした状況の中にあっても、手話はろう者にとって「いのち」ともいうべき大切なものとして受け継がれ、「障害者の権利に関する条約」や「障害者基本法」、「手話に関する施策の推進に関する法律」等により、言語として位置付けられるに至っている。

本市では、障害の有無にかかわらず、誰もが自分らしく、自立と社会参加を実現できる共生のまちの実現を目指し、平成二十八年（西暦二〇一六年）に「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」を制定した。しかし、手話に対する理解及び手話の普及に向けた取組は、いまだ十分であるとはいえない。

そこで、本市は、手話が言語であるとの認識に基づき、その文化を継承するとともに、全ての人が心を通わせ、相互の人格と個性を尊重し合う社会の実現を目指し、この条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、手話が独自の体系を有する言語であるという認識と、仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例（平成二十八年仙台市条例第三号）の基本理念に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関し、基本理念を定め、並びに市の責務並びに市民及び事業者（同条例第二条第六号に規定する事業者をいう。以下同じ。）の役割を明らかにするとともに、手話に対する理解の促進及び手話の普及のための基本的な事項を定めることにより、手話に関する施策の総合的な推進及びろう者、中途失聴者、難聴者その他手話を必要とする者（以下「ろう者等」という。）が手話を使用しやすい環境の構築を図り、もって全ての市民が共に生きる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、次に掲げる基本理念（次条から第五条までにおいて「基本理念」という。）の下行われなければならない。

- 一 手話は言語であること
- 二 ろう者等が手話により情報を取得し、意思疎通を図る権利は尊重されなければならないこと
- 三 ろう者等と手話を使用しない者とが互いに理解し、支え合う社会の実現を目指すこと

(市の責務)

第三条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる施策を総合的に推進するものとする。

- 一 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する施策
 - 二 手話による情報の取得及び発信に関する施策
 - 三 手話による意思疎通の支援に関する施策
 - 四 手話を学ぶ機会の確保に関する施策
 - 五 手話通訳者の確保及びその活動環境等の充実にに関する施策
 - 六 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策
- 2 市は、前項各号の施策の推進に当たっては、ろう者等、手話通訳者その他の関係者からの意見の聴取を行うよう努めるものとする。

(市民の役割)

第四条 市民は、基本理念にのっとり、手話に対する理解を深めるとともに、市が推進する前条第一項各号の施策に協力し、全ての市民にとって暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、市が推進する第三条第一項各号の施策に協力するとともに、ろう者等が手話を使用しやすいサービスを提供し、及びろう者等が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(学校教育における理解と関心の増進)

第六条 市は、学校教育において手話に関する理解と関心が深められるよう、児童、生徒等が手話に親しむことができる効果的な手法に関する情報の提供その他の必要な取組を行うものとする。

(災害時における対応)

第七条 市は、災害の発生時においてろう者等が必要な情報を取得し、及び円滑に意思疎通を図ることができるよう、必要な施策及び支援を行うものとする。

(医療機関等における取組)

第八条 医療機関及び介護に関する役務の提供その他のサービスを提供する事業者（次項において「医療機関等」という。）は、ろう者等が手話を使用しやすい環境の整備に取り組むよう努めるものとする。

2 市は、前項の取組を促進する観点から、医療機関等に対し、手話通訳者を派遣する制度の周知その他必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第九条 市は、手話に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。